

事務連絡
平成30年4月23日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公私立大学担当課
各国公私立高等専門学校事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

児童生徒等の通学時の安全確保について（依頼）

児童生徒等の通学時の安全確保については、これまでも格段の御尽力を頂いているところですが、依然として通学中の児童生徒等が交通事故や犯罪被害に遭う事案が発生しています。

この度、平成25年から平成29年に発生した児童生徒等の交通事故の分析結果について、別添のとおり警察庁から情報提供がありました。

これによると、

- 小学生は、低学年になるほど歩行中の交通事故が多く、小学1年生の歩行中の死者数は小学6年生の8倍
- 小学生の歩行中の交通事故は、下校中・登校中、交差点内、横断中が多い。
- 中学生・高校生は、自転車乗車中の交通事故が多く、その死傷者は、小学6年生から中学1年生で倍増し、高校1年生が最多
- 中学生・高校生の自転車乗用中の交通事故は、登校中・下校中、出会い頭事故が多く、出会い頭のうち交差点での衝突や安全不確認を原因とする事故が多い。

などの特徴がみられます。特に新年度・新学期には、児童生徒等の環境変化に伴う事故の増大等が懸念されることから、これらの情報を積極的に活用するとともに、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、交通ルールの遵守や安全な道路の横断の仕方、自転車の走行上の注意等に関する効果的な安全教育・安全管理の徹底による児童生徒等の安全確保の更なる取組の推進をお願いします。

なお、各都道府県警察に対しては警察庁から同様の内容が周知されていることを申し添えます。

また、通学時の安全確保は、交通安全の観点からのみでなく、防犯の観点からも対

策が必要です。具体的には、「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成20年5月7日20ス学健第5号）及び「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成17年12月6日17文科ス第333号）等により依頼してきたように、児童生徒等を極力一人にしないという観点からの安全な登下校方策の策定・実施、児童生徒等の登下校を地域全体で見守る体制の整備等が重要です。

以上の対策の実施に当たっては、通学路の安全点検の際に専門家の知見を取り入れることや、見守り活動の際にスクールガード・リーダーによる巡回指導を行うことなどが有効であると考えられます。文部科学省としても、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、学校安全ボランティアの養成・研修や、スクールガード・リーダーの巡回指導を推進するとともに、「学校安全教室推進事業」や「学校安全総合支援事業」により、教職員の研修機会の充実と地域全体での学校安全推進体制の構築を推進しているところであり、これらの施策を積極的に活用いただき、児童生徒等の安全確保の取組の充実に努めていただくようお願いします。

また、本年3月に改訂した「学校の危機管理マニュアル作成の手引」は、様々な事故等や場面に応じて、対応の在り方や留意点等の基本的な内容を示したものであり、各学校において、本手引を活用し、学校・地域の特性や実情に即した学校独自の危機管理マニュアルの作成・見直しを行うよう御指導をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校、各種学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人、学校及び各種学校に対して、各国公立大学担当課におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いします。

なお、教育委員会学校安全主管課、私立学校主管部課、国立大学法人事務局におかれては、地域全体で児童生徒等の安全を確保するという観点から、私立学校及び国立学校にも学校安全に関する情報共有等が行われるよう積極的に連携願います。

【問合せ先】

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課交通安全・防犯教育係

tel : 03-5253-4111 (2695) fax : 03-6734-3794

別添

事務連絡
平成30年3月19日

文部科学省初等中等教育局
健康教育食育課 御中

警察庁交通局交通企画課

児童・生徒の交通事故防止について

この度、警察庁において、児童・生徒や保護者等に対する交通安全教育等に活用できるように、別添のとおり、「児童・生徒の交通事故」をまとめましたので、貴省における学校での交通安全教育の企画・立案に御活用願います。

あわせて、学校教育現場において、子供に対する街頭での安全指導や安全教育、広報啓発に御活用いただくため、都道府県教育委員会等へ御送付願います。

なお、別添資料については、当庁から各都道府県警察に送付済みですが、公表は本年3月22日を予定していますので、それまでの間、部外秘で願います。

本件担当

交通企画課安全係

横山警視 800-5042

三宅警部 800-5035